

2025年度 町田市立成瀬小学校

学校いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

基本方針1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の向上を図る。

① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

① 道徳授業地区公開講座の充実

② 東京都道徳教育教材集の活用

（3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

① 異学年交流活動

「たてわり班での活動」：1年から6年の異学年グループによる交流
全校：「こどもフェスティバル」

② 特別支援学級との交流活動

交流学級：「日常的な交流(朝の会、給食、教科)」

③ 地域社会との交流活動

全校：「こどもフェスティバル」の学校公開

④ 自ら考える力や体力を向上させ、豊かな社会性を育てる活動

学年：「地域調べ学習」「恩田川調べ学習」「季節遊び（生活科）」
「昔遊び（生活科）」「メダカ池探索」

基本方針2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。「いじめは存在する」という前提に立ち、対処に当たることを基本的な姿勢とする。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

（１）実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「４ いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用

- ③学校いじめ対応チームによる情報共有
- ④個人面談の充実

（２）教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「７ 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③スクールカウンセラー、特別支援巡回指導員との連携

基本方針3 いじめから「守る」（早期対応）

（１）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学校いじめ対応チームを核として組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

（２）関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「６ 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③保護司、民生・児童委員
- ④町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤家庭支援センター
- ⑥学校サポートチーム
- ⑦スクールロイヤー

基本方針４ 重大事態への対処

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、または、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態と認識し、学校は速やかに教育委員会に報告し、調査を行う。

（１）調査

調査は、学校いじめ対応チームを母体として、学校職員以外の委員を加えるなどして、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して行う。

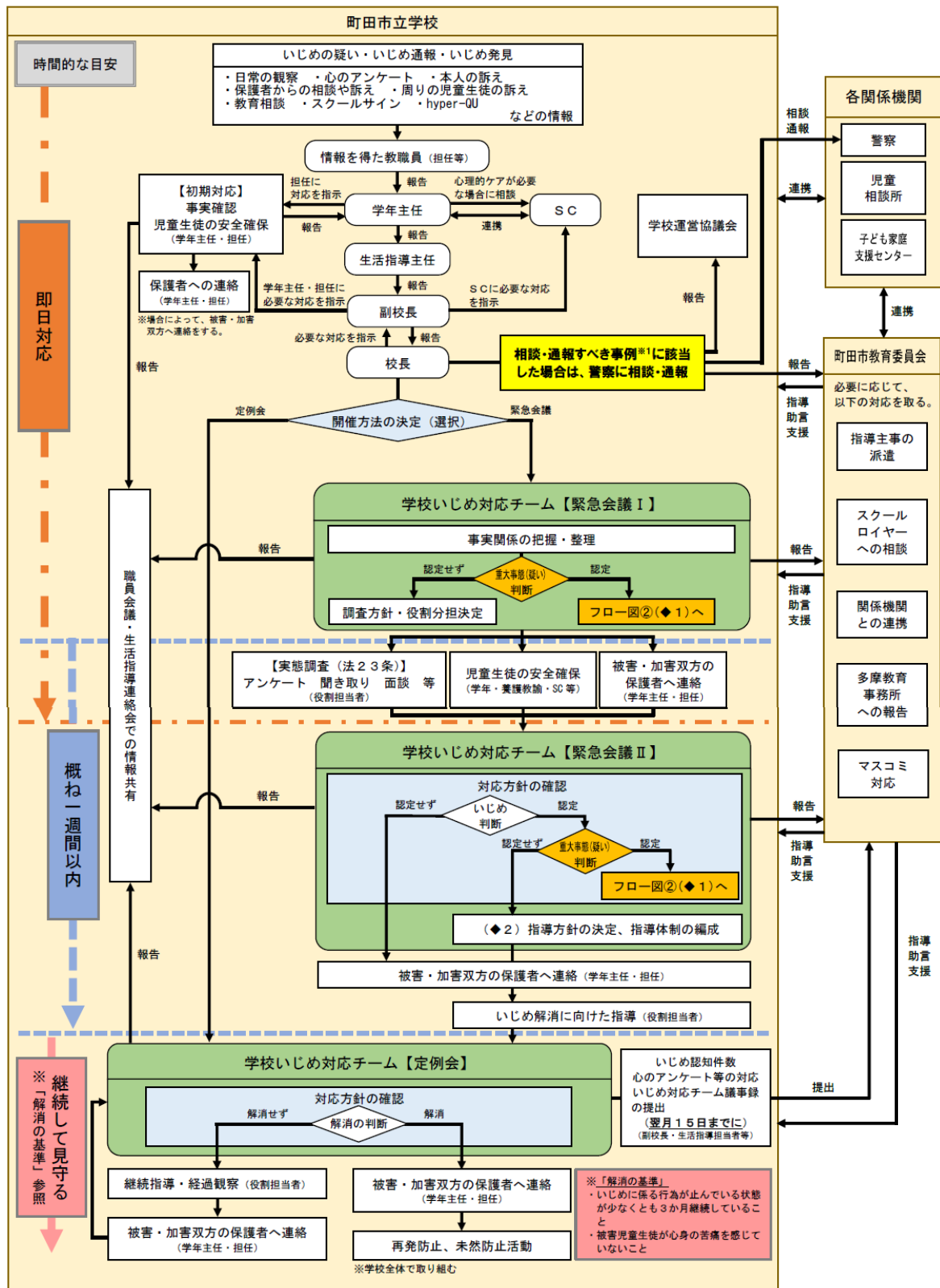
また、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合には、教育委員会が主体となって調査を実施する。

（２）報告

学校は調査を行う機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の提供は、教育委員会と連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。

Ⅱ いじめ対応の具体的な取組と流れ

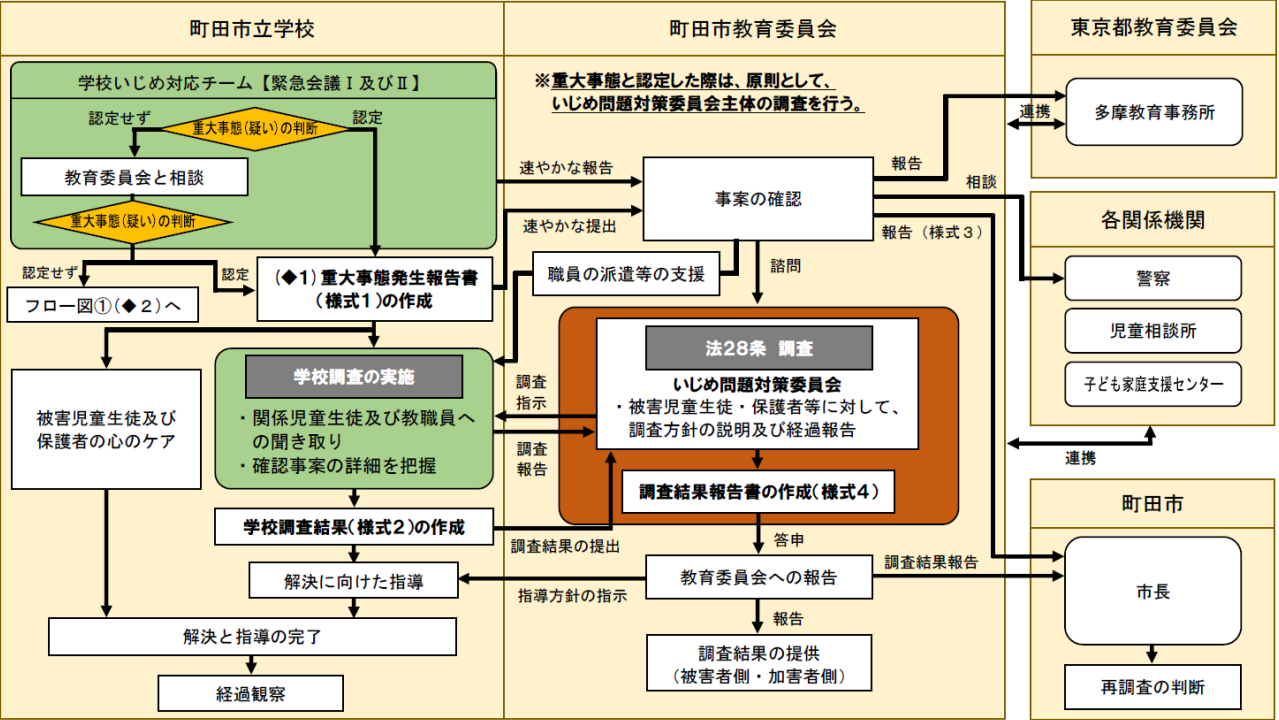
初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力をあげて守る。」 と伝える。	○学校いじめ対応チームを核とした対応 ○いじめの態様の把握、教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。 ○対象児童の保護者には事実を伝え、保護者と連携した指導を行う。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。



※1 相談・通報すべき事例（令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

暴行	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりリズボンを脱がす。	自殺関与	同級生に対して「死ぬ」と言って嘔し、その同級生が自殺を決定して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）
傷害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車等を壊す。制服をカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。		

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



Ⅲ いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。（校務分掌組織図に位置付ける）

校 長		副校長		主幹教諭	
生活指導主任		教育相談担当教諭		養護教諭	
ス ク ー ル カウンセラー		当該学年主任		当該学級担任	
関係教員					

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーと連携する。

Ⅳ いじめ防止に向けた取り組み計画

	町田市での取り組み	学校の取り組み	スクールカウンセラー
4 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 教職員のいじめ対応研修①	児童や保護者からの相談
5 月	心のアンケート実施	担任による児童観察	児童や保護者からの相談 5 年生との全員面談
6 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 いじめ予防早期発見月間（ふれあい月間） いじめの内容を取り扱う道徳授業	児童や保護者からの相談 5 年生との全員面談
7 月	心のアンケート実施	担任による児童観察	児童や保護者からの相談 5 年生との全員面談
8 月			
9 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 教職員のいじめ対応研修②	児童や保護者からの相談
10 月	心のアンケート実施	担任による児童観察	児童や保護者からの相談
11 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 いじめ予防早期発見月間（ふれあい月間） いじめの内容を取り扱う道徳授業	児童や保護者からの相談
12 月	心のアンケート実施	担任による児童観察	児童や保護者からの相談
1 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 教職員のいじめ対応研修③	児童や保護者からの相談。
2 月	心のアンケート実施	担任による児童観察 いじめの内容を取り扱う道徳授業	児童や保護者からの相談
3 月	心のアンケート実施	担任による児童観察	児童や保護者からの相談
※必要に応じて、ケース会議を開く。			

